

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年2月定例府議会に提出された次の議案の訂正について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成26年3月25日

大阪府教育委員会

○予算案

平成26年度大阪府一般会計予算の件の訂正

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

平成26年度当初予算案の訂正について

今次定例府議会に提案している平成26年度当初予算案のうち、以下の事業について予算額を訂正する。

1 訂正する事業及び金額

○事業名：公立高校生奨学給付金事業費

○予算額：訂正前 8億4,429万9千円 → 訂正後 9億994万1千円（訂正額 6,564万2千円）

（教育委員会合計 訂正前 5,792億7,983万2千円 → 訂正後 5,793億4,547万4千円）

2 訂正の理由

今次定例府議会における審議の経緯を踏まえ、公立高校生奨学給付金の給付対象費目について、教科書代及び学校徴収金に加えて、領収書等の提出により用途及び金額が確実に把握できる制服代及び通学のための公共交通機関に係る交通費を追加する。

また、これに合わせて用途及び金額を確認するため事務費を増額する。

府立高校の世帯区分別給付イメージ(1年生)

